

第百八十九回国会 衆議院 予算委員会第四分科会議録 (文部科学省所管) 第一号

第一号

本分科会は平成二十七年三月五日(木曜日)委員会において、設置することに決した。

三月九日 本分科員は委員長の指名で、次のとおり選任された。

- 大島 理森君 萩生田光一君
- 古屋 圭司君 山下 貴司君
- 後藤 祐一君 今井 雅人君

三月九日 萩生田光一君が委員長の指名で、主査に選任された。

平成二十七年三月十日(火曜日)

午前八時開議

出席分科員

主査 萩生田光一君

安藤 裕君

大串 正樹君

神山 佐市君

古田 圭一君

八木 哲也君

荒井 聰君

袖木 道義君

今井 雅人君

緒方林太郎君

兼務 本村賢太郎君

兼務 井出 庸生君

兼務 吉村 洋文君

兼務 國重 徹君

兼務 斉藤 和子君

兼務 文部科学大臣

兼務 文部科学副大臣

兼務 文部科学大臣政務官

兼務 国立国会図書館長

尾身 朝子君

大島 理森君

武井 俊輔君

古屋 圭司君

山下 貴司君

後藤 祐一君

笠 浩史君

金子 恵美君

兼務 足立 康史君

兼務 篠原 豪君

兼務 赤羽 一嘉君

兼務 角田 秀穂君

兼務 宮本 岳志君

兼務 下村 博文君

兼務 丹羽 秀樹君

兼務 山本ともひろ君

兼務 大滝 則忠君

政府参考人 (内閣官房2020年オリビック・パリンピック東京大会推進室長代理) (文部科学省スポーツ・青少年局長)

久保 公人君

政府参考人 (内閣府大臣官房審議官)

中西 宏典君

政府参考人 (内閣府大臣官房公益法人行政担当室長)

岩田 一彦君

政府参考人 (内閣府地方創生推進室長代理)

富屋誠一郎君

政府参考人 (警察庁長官官房審議官)

塩川実喜夫君

政府参考人 (消費者庁審議官)

服部 高明君

政府参考人 (総務省統計局長)

井波 哲尚君

政府参考人 (文部科学省大臣官房長)

戸谷 一夫君

政府参考人 (文部科学省大臣官房文教施設企画部長)

関 靖直君

政府参考人 (文部科学省初等中等教育局長)

小松親次郎君

政府参考人 (文部科学省高等教育局長)

吉田 大輔君

政府参考人 (文部科学省高等教育局私学部長)

藤原 誠君

政府参考人 (文部科学省科学技術・学術政策局長)

川上 伸昭君

政府参考人 (文部科学省研究振興局長)

常盤 豊君

政府参考人 (文部科学省研究開発局長)

田中 正朗君

政府参考人 (文化庁次長)

有松 育子君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官)

武田 俊彦君

政府参考人 (厚生労働省職業安定局雇用開発部長)

広畑 義久君

政府参考人 (国土交通省大臣官房審議官)

宮城 直樹君

政府参考人 (国土交通省道路局長)

黒田 憲司君

文部科学委員会専門員

行平 克也君

予算委員会専門員

石崎 貴俊君

分科員の異動

三月十日

古屋 圭司君

補欠選任 八木 哲也君

後藤 祐一君

荒井 聰君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

安藤 裕君

尾身 朝子君

笠 浩史君

後藤 祐一君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

本日の会議に付した案件
平成二十七年年度一般会計予算
平成二十七年年度特別会計予算
平成二十七年年度政府関係機関予算
(文部科学省所管)
○萩生田主査 これより予算委員会第四分科会を開会いたします。
私が本分科会の主査を務めることになりました萩生田光一です。よろしくお願いたします。
本分科会は、文部科学省所管について審査を行うことになっております。
平成二十七年年度一般会計予算、平成二十七年年度特別会計予算及び平成二十七年年度政府関係機関予算中文部科学省所管について審査を進めます。
政府から説明を聴取いたします。下村文部科学

そこに部活動というような、スポーツも含めてできるかどうかということも創意工夫としてありますが、学校教育以外で、とにかくその五千校については、学習における支援は予算計上していくということですが、今のようないくつかも含めて、できるだけ学校に対する応援をしてまいりたいと思います。

○井出分科員 大臣がサッカー部のキャプテンをされていたということで、これまで文部科学委員会に長くいて、大臣のリーダーシップというところはそういうところにあるのかなと思います。ただ、きょうは申し上げませんでしたけれども、今、なかなか大臣も、御自身の政治団体、任意団体の関係でいろいろ説明を求められていると思います。

私は、大臣と文部科学行政の考えが違うところは多々ありますが、大臣の文部科学行政に対するリーダーシップというところはすばらしいなと思つて見ておりましたし、そのリーダーシップがきちっと貫いていただけるように、そういう諸々の問題についてもきちつと対応していただきたいとお願ひして、質問を終わります。

○萩生田主査 これにて井出庸生君の質疑は終了いたしました。

(主査退席、山下主査代理着席)
○山下主査代理 次に、國重徹君。

○國重分科員 公明党の國重徹です。

本日は、大きく二点、夜間中学校と教育現場における脳脊髄液減少症、これに関してお伺ひしたいと思ひます。

まず、夜間中学校、正式には中学校夜間学級といいますが、この夜間中学は、さまざまな事情で義務教育を受けることができなかった人たちの学びの場です。

夜間中学は、生活の糧を得るために働かざるを得なかった子供たちが多くいた戦後の混乱期、こうした子供たちに学びの場、義務教育の機会を提供することを目的として中学校に付設されたのが

始まりでございます。

私が以前住んでいた大阪の自宅の前にも夜間中学校がありました。また、昨年は、大阪の守口市立第三中学校にも視察に行かせていただきましたけれども、そこには、戦争や家庭の事情で学校に行けなかった人たちが、また不登校や引きこもりで義務教育未修了の人たち、在日外国人、日系外国人など、さまざまな方たちがいました。

百聞は一見にしかずです。夜間中学で学ぶに至った経緯等、それぞれの体験談を聞かせていただきました。私も本当に心が揺さぶられました。そこに、本当に学ぶ喜び、学的光、教育の原点、こういったものを見た思いがしました。

また、中国、韓国との関係、今これが冷え込んでいると言われておりますけれども、その夜間中学校の場では、アジアの平和の縮図、これがここにあるということを私は率直に感じました。こんなすばらしい学校が日本の中にあるんだということと誇りに思ひました。

ただ、現在、公立の夜間中学校は、八都府県に三十一校、残りの三十九道県には一校もございません。そのため、全国各地から転居して公立夜間中学校に入学する人、また往復四時間かけて夜間中学校に通っている方もいらっしゃいます。

下村大臣は、昨年の国会答弁におきまして、少なくとも各都道府県に一校は公立夜間中学校の設置を目指していきたいという旨の御答弁をされました。

全国拡充を目指す上で、まずは実態の調査をして、適切な措置を講じていくことが大切だと考えます。ただ、現在、義務教育未修了者の全体数は明らかになっておりません。つまり、現在の国勢調査では、小学校を卒業していない方は未就学者として把握されておりますけれども、小学校は卒業したけれども中学校は卒業していない、こういった人たちの人数は把握されておられません。この数が明らかにならない限り、義務教育未修了者の全体数も明らかになりません。

そこで、現在の小学校卒と中学校卒を一まとめ

にした、一項目にした調査のやり方から、両者を別個に分ける調査の方法が考えられます。この点については、これまでも国会審議で取り上げられ、文科省から総務省に要請が行っていると聞いております。

そこで、総務省にお伺ひします。平成三十二年、二〇二〇年度の国勢調査においては、小学校卒と中学校卒を区別した形で統計をとって義務教育未修了者の数を明らかにすべきと考えますが、総務省の見解を伺ひます。

○井波政府参考人 国勢調査についてお尋ねをいただきました。

国勢調査は、統計法に基づきまして、大規模調査を十年ごと、それから、その中間年に簡易調査を実施しております。

御指摘の在学、卒業等の教育に関する事項でございますが、大規模調査において項目を設けておるわけでございますが、本年、平成二十七年は国勢調査の実施年であるわけでございますけれども、本年は簡易調査の年でございます。本年の調査においては調査事項としては設けていないということでございます。

そこで、お尋ねの次回の大規模調査であります平成三十二年調査でございますが、その調査事項につきましては、調査を企画していきます段階で、当該調査事項の必要性、これはもとよりでございますけれども、正確に記入していただけるかどうか、それから、報告していただく国民の皆さん方に過度の負担とならないかどうかといったようなさまざまな観点から総合的な検討を行い、何回かの試験調査なんかも実施した上で、最終的には、有識者から成る統計委員会、ここで決定をされることになっていくわけでございます。

そこで、今先生御指摘の、小学校は卒業したけれども中学校は卒業されていない方を把握できるような調査項目にするかどうかということにつきましては、文科科学省からも御要望もいただいているところであります。平成三十二年の国勢調査の企画に当たりまして、今申し上げたようなブ

ロセスの中で総合的に検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○國重分科員 ぜひ、しっかりと試験調査等もしていただいて、前向きな検討をしていただきたいと思ひます。

次に、形式的な義務教育修了者に対する柔軟な入学許可についてお伺ひしたいと思います。

引きこもり、虐待などによる不登校で、実質的には義務教育を修了していないんだけど、学校側がその生徒の将来をおもんばかつて形式的に卒業証書を授与する、こういうケースが現場では多々ございます。

ただ、大臣、これは、形式的に卒業証書を受け取つてしまうと、その方が後に夜間中学に入りたいというふうに要望しても、夜間中学の側としてはそれを断らざるを得ないのが今の現状でございます。それはなぜかといいますと、中学校の卒業証書を受け取つてしまうと、夜間中学に入学できないという仕組みになっていくからです。これは、学齢超過者の中学校への入学許可についてと

して、昭和二十七年に文部省に寄せられた質問に対する回答をもとになされてきた運用でございます。特に法律等ではなくて、こういったものの回答をもとになされてきた運用です。

なお、平成二十五年の長期欠席者、つまり三十日以上欠席者のうち、不登校を理由とする児童生徒数は約十二万人。小学校二万四千人、これは前年度比で三千人増加しております。中学校九万五千人、これは前年度比で四千人増加しております。つまり、形式卒業業者になる可能性のある児童生徒の数というのが今ふえております。

形式卒業業者は、義務教育未修了者のうちでも若年層であり、とりわけこれからの未来のある人たちであります。たった一枚の紙切れが私の人生の邪魔をするといった悲痛な叫び、この声を無視することはできません。本当の学びを求めてくる人たちに夜間中学は応えなければならぬといった現場の思いに政治も応えていかなければならないと思ひます。

そこで、欠席日数の記録をメルクマールとして、一定日数以上の出席がない場合には形式卒業であったと判断し、公立夜間中学校への入学許可を与えるようにするなど、さまざまな検討課題を整理して、形式卒業者に対しても公立夜間中学校への門戸が開かれるようにすべきだと考えます。これについては下村大臣の見解をお伺いいたします。

○下村国務大臣 御指摘のように、不登校や親による虐待などのため、ほとんど学校に通えなかったものの、学校の配慮によって中学校を卒業した生徒というのは存在するわけでありまして、改めて夜間中学校で学び直す希望を持っている方がいるということであれば、そのような生徒は一旦卒業したいがために基本的に入学を許可されないというような実態があるということについては、やはり課題だということに思います。

従来、文科省では、御指摘ありましたが、通常、就学すべき年齢を超えた方々の中学校への受け入れについては、中学校を卒業していない場合は就学を許可して差し支えないとの考え方を示してきたところでありますが、卒業はしていても実質的に十分な義務教育を受けられなかった方々が希望した場合の学習機会の確保は明確に書いていなかった、しかし、それは重要である、そのとおりだと思えます。

ほとんど学校に通えないまま中学校を卒業した人が希望した場合に夜間中学校に入ることについては、教育委員会や夜間中学の関係者等の声も聞きながら、学習機会の拡大、充実の観点に立って、どのような対応が考えられるのか、これは早急に検討してまいります。

○國重分科員 大臣、ありがとうございます。早急に検討ということで、力強いお言葉をいただきましたので、これは本当に、私も夜間中学の関係者から聞いて、これが非常に、学校の現場でもおんばかって卒業証書を渡すんだけれども、それによって入れなくなるというジレンマがありますので、これについては、大臣の今のお言葉、早急に

検討ということで、ぜひ取り組んでいただければと思います。よろしくお願いたします。続きまして、夜間中学校の広報の強化についてお伺いいたします。

夜間中学校を潜在的に必要としている人たちの中には、夜間中学校の存在そのものを知らないという人たちも多くおられます。こういった人たちに夜間中学の存在を知っていただく必要があると思えます。

ただ、私も、守口市立第三中学校に行ったときもそうでしたし、さまざまな機会に現場の方から聞きますと、文字が読めない人たちに情報発信する、そのことをわかっていただくというのは、なかなかこれは難しい。さまざまな工夫を凝らしていく必要がございます。ビラやホームページ、一般の広報ではなかなか届かないのが現実です。これまで、現場の方というのは、業務の間を縫って、なかなか文字を読んでもわからない方もいらつしやるので、駅頭とか街頭で、我々が例えば政治で演説するように、大声で、夜間中学がこうこうありますよというようにことを宣伝してきましたというように聞こえました。本当にこれは思いがなければできないことだと思います。こういう熱い思いを受けて、我々もしっかりと、本場に現場に届く広報を徹底していかなければならぬと思えます。

実態調査をして、どのようなものであればその方たちに届くのか、この工夫が必要になってくると思えます。まず、文字の読み書きができない人にもわかるような広報にしなければなりません。そこで、例えば、政府広報としてスポットCM、こういったものを放映するとか、また、ラジオで取り上げること、このようなことをすれば文字を読めない方にも届くと思えます。また一方で、ポスター、リーフレット、こういった広報も大切だと思えます。その際には、イラストとか写真の多い、こういったレイアウトにして、文字は大きくする、振り仮名も打つ、こういった配慮が必要でしょう

し、場所も、病院とかスーパーとかバス停付近とか、高齢者の方もよく行く場所ですそれを掲示するとかいった配慮も必要になると思えます。また、夜間中学を必要としている人たちの家族のもとに届けるということも大事だと思えます。

また、学校関係者に伝えることも必要だと思えます。昼間の中学校の教師の方、夜間中学の存在を知っていたので、不登校の自分の生徒に対して、夜間中学校があるよ、卒業証書を受け取ってしまつたらそこに行けなくなるからどうしようかということ、アドバイスをして、その生徒が卒業証書を受け取らずに、後に夜間中学校に入っていると、その後、高校、大学と進学をして、今働いているというような話も聞きました。

家族、学校現場への周知も重要になってくると思えます。そういった周知については、例えば文科省のホームページにわかりやすいポスターの画像とか動画をアップして、関係団体とも協力しながらそのURLを拡散していくというような方法もあると思えます。

夜間中学を必要とする人たちに情報が届くよう、きめ細やかな配慮、工夫をした広報が重要になってくると思えますが、これについての見解をお伺いいたします。

○小松政府参考人 ただいま御指摘のとおり、現在の中学校夜間学級の在籍者数を踏まえ、必ずしも夜間学級に認知されている状況ではないと考え、方々に十分に認知されている状況ではないと考えております。

現在は、中学校夜間学級を設置する都道府県、市町村においても、さまざまな広報、ホームページ、あるいはリーフレット、広報紙といったようなものを使って広報活動を行っていらつしやるということも承知をいたしておりますけれども、御指摘のように、今後、国においても夜間学級に関する広報を強化することが重要だと思っております。

そこで、平成二十七年年度予算案につきまして、この夜間学級の果たしている役割やあるいは

設置場所、そういったものをわかりやすく示したリーフレットの作成、配布、こういったものができまますように、必要な予算を新規に計上させていただきます。お伺いいたします。

これが効果的に効果を発揮いたしますためには、都道府県や市町村、それからさまざまな民間団体のネットワーク、こういったところと連携をいたしまして内容等が工夫され、また、場所につきましても、いわゆる社会教育施設、町内会の掲示板、こういったところでも使えるような形で配布、掲示ができるように。

そのほかにも、今いろいろ御示唆がございました。そういった点も含めまして、この予算を有効に活用しながら、よく知っていただくような方策をとってまいりたいというふうに考えます。

○國重分科員 ありがとうございます。ぜひ前向き、積極的な広報をよろしくお願いたします。次に、自主夜間中学に対する支援についてお伺いをいたします。

先ほども申し上げましたとおり、国においては、下村大臣のリーダーシップで、全国各都道府県に少なくとも一校は公立で夜間中学を設置していただくというようの方針のもと、予算も平成二十六年度は三百万だったと記憶しておりますけれども、これが今回の予算案の中では一千万円ということに拡充がされております。ただ、これは第一段階として、今後ますますこういった予算も拡大していく必要があると思っております。

ただ、全国全ての都道府県に夜間中学を設置するまでには、やはりどうしても時間がかかってまいります。

そこで、ボランティアで学習支援を行っている自主夜間中学、これは二〇一二年時点で全国で二十六カ所あると聞いておりますけれども、この自主夜間中学への支援も並行して行っていく必要があるかと考えております。

今、自主夜間中学の経済的基盤、必ずしも強固とは言えない、脆弱なところも多い。また、ボランティアの確保も困難だと聞いております。特

に、週に一回から二回授業を実施するための会場を確保することが非常に大変だと思っております。学校を会場として確保しようと思っても、安全面の点から断られることも多い。その場合、公民館や社会福祉施設を利用しているのが実態のようです。

ただ、公共施設を会場としようとする場合、ほかの予約との関係でその場所がとれなかったり、また、抽せん等によって借りられるかどうか、そういうことが決まる場合もあって、安定的、継続的にその会場を確保していくということが難しいということ聞いております。

本来、国とか自治体が行うべき義務教育未修了者への学習支援を、それにかわって行っている活動の実質に鑑みて、施設等を安定的に、そして無料または安価で提供するなど、会場確保の際に地方自治体も便宜を図るよう、国から通達を出すことが必要ではないかと考えますが、これについての大臣の見解をお伺いいたします。

○下村国務大臣 小中学校を卒業していなかったり、卒業はしたがもう一度学び直すことを希望する成人や外国人などを対象にして、小中学校段階の学習指導や日本語教室等を行う場として、正規の学校であります夜間中学以外に、主としてボランティア等によりまして社会教育として運営されるいわゆる自主夜間中学校、御指摘のとおりであります。

文科省としてその実態を把握しているわけではありませんが、それぞれの地域におきまして、社会教育として重要な学びの場としての機能を果たしているものと考えております。

これらのいわゆる自主夜間中学に対する支援については、各地方公共団体においてもそれぞれの地域の実情を勘案して判断すべきものであります。例えば、公立学校や公民館の施設を利用しての例もあるというふうにご承知しております。

文科省としては、都道府県教育委員会の関係者が集まる会議などにおきまして、このような事例の情報を提供することなどによりまして、各自治

体の取り組みをさらに促してまいりたいと思っております。

○國重分科員 今大臣から、促していくというようなことがありましたけれども、教育関係者もそうですし、また自治体にも、先ほど言いましたけれども、やはりこの自主夜間中学校の実質に鑑みて、せめてその場所を確保できる、それは公的支援のまず前段階だと私は思っていますので、しっかりと、せめてその場所は確保できるように、大臣のお力で何とか前に進めていただくとお願いいたします。

続きまして、学齢主義の問題点、改善についてお伺いいたします。

九年間の義務教育を修了していないにもかかわらず、年齢によっては、我が国における中学校への入学を拒否される外国人の子供たちがいます。これは、出身国・地域の事情によって、小学校入学が六歳を超えていたり、学期開始が日本の時期と異なっていたりするために、来日、日本に来るときに既に日本の義務教育修了相当の年齢になっている場合があるからでございます。

現在、我が国としましては、十五歳を少し超えているという学齢超過の場合であっても、国連人権規約に鑑みて、海外で義務教育が修了していない場合には、学校の収容能力等、諸般の事情を考慮した上で、中学校での受け入れを許可することとしております。

ただ、実際、現場でどのように対応するかについては、市町村の教育委員会に委ねられております。そのため、地域によっては受け入れが断られているというような声も聞きます。

昼間の中学校に編入できなかった場合、中卒認定試験を受けることでその後のステップへ進学する道を開くという方法もありますが、日本語がわからなければ、その試験に合格することも困難です。夜間中学校があればそこへ通うこともできますが、現在は、御存じのとおり、全ての都道府県に設置されているわけではございません。そこで、制度のはざままで義務教育を受けられない

い子供に対してどのような対応措置を講ずるか、地方分権を前提としつつも、国から地方へ、外国人の学齢超過者の受け入れを促していくべきと考えますが、これについての見解を伺います。

○小松政府参考人 委員御案内のとおり、義務教育未修了の外国人のお子さんたちにつきましては、これは外国人というところで保護者に対する就学義務は課されてはおりませんけれども、学齢を超過している場合でも、希望に応じて就学することは可能でございます。その場合には、市町村教育委員会において受け入れを行うこととなっております。

実際問題といたしまして、我が国の公立小中学校に在籍する外国人児童生徒は約六万人おりますけれども、この中で、今おっしゃられたように、日本語指導が必要で学齢を超過してから受け入れられたという方が、恐縮でございます。これは平成二十四年度の数値でございますが、約六百人ほどおられるという状況でございます。

ただ、こうしたことが円滑に進みますために手を講じていく必要がございます。文部科学省では、外国人児童生徒の受け入れの円滑化のための手引というものを作成いたしております。それとともに、各自治体が行う、公立学校における帰国あるいは外国人児童生徒の受け入れの促進、それから日本語指導の充実、支援体制の整備に対する取り組みに今支援を行っております。

今後とも、こうした外国人児童生徒の受け入れが適切に行われるような必要な周知とあわせて取り組んでまいりたいというふうに考えます。

○國重分科員 ぜひよろしくお伺いいたします。続きまして、教育現場における脳脊髄液減少症の教職員に対する周知徹底についてお伺いいたします。

この脳脊髄液減少症は、学校やごく普通の日常生活の中で起きた事故がきっかけになることが多く、特に子供の場合は、体育の授業中や部活動が原因で発症することもあります。

そして、発症の原因となるような事故が起きた場合、横になって安静にすることが、また水分をとることで、髄液の漏れが少なくなると、漏れの部分が自然に塞がる場合があるという医学的な知見も出されております。

しかし、この脳脊髄液減少症の存在自体を知らなくて、この病気が発症して、症状が重くなり、進学、就職の道が閉ざされてしまった児童生徒、学生たちもおります。

文科省はこれまで、平成十九年、二十四年と、二度の事務連絡を出しております。平成二十四年には、「学校におけるスポーツ外傷等による脳脊髄液減少症への適切な対応について」という事務連絡を出されております。その後、全国規模の会議等でもこの事務連絡の内容の周知を図るよう努力していると聞いておりますが、現場ではまだまだ認識されていないとの声もあります。

そこで、まずは、脳脊髄液減少症という病気が存在すること、外傷後、特に頭を打ったときなどは安静にして、頭痛や目まいなどの症状を生徒が訴える場合に、脳脊髄液減少症の可能性があると認識すること、専門医につなげるのが望ましいことなどを周知徹底して、病気の早期発見、早期治療、予防を図れるよう、より積極的に周知徹底に取り組むべきと考えますが、これについての見解を伺います。

○久保政府参考人 今先生がおっしゃられたような通知を發出しておりますのに加えて、直接教育現場への浸透を図りますために、文科省発行のメールマガジンを活用して適切な対応について周知を図っております。さらに、都道府県、指定都市の教育委員会の学校保健担当者が参加する会議等の場においても、市町村の教育委員会あるいは学校現場への啓発を要請したところがございます。引き続き、さまざまな手法を用いまして